

令和3年度特別支援教育に関する調査実施要項

1 調査の概要

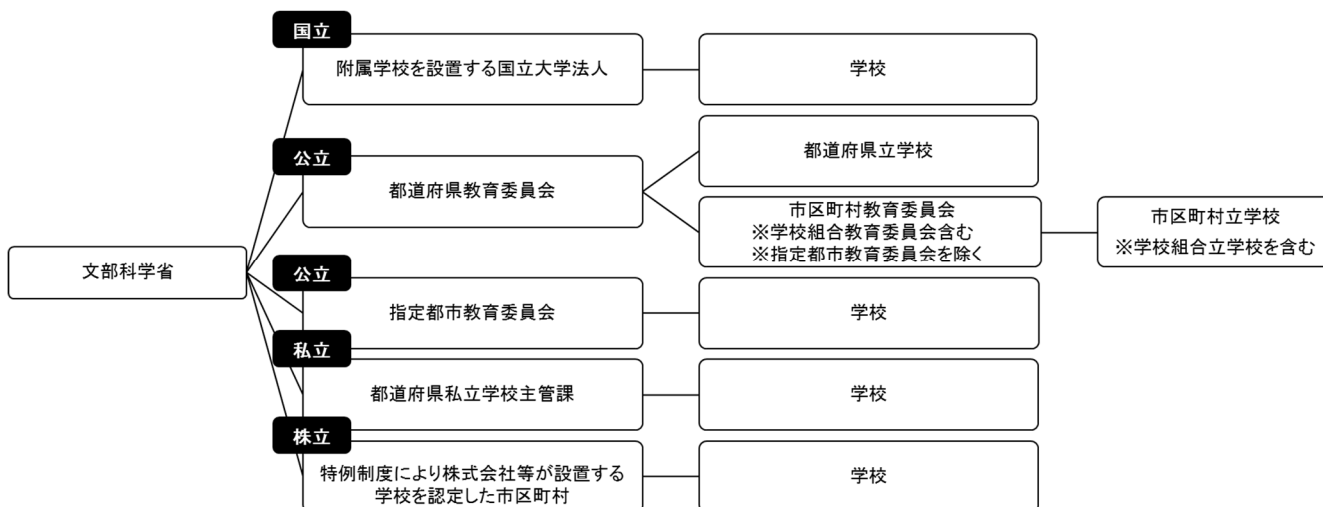
調査の回答に当たっては、各調査要項に基づき調査票を作成すること。

	調査名称	調査範囲
1	通級による指導実施状況に関する調査	(調査1-1) ・国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制を含み、専攻科は除く。中等教育学校後期課程も同様。）、中等教育学校 (調査1-2) ・教育委員会
2	学校における医療的ケアの実態に関する調査	(調査2-1) ・国公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制を含み、専攻科は除く。中等教育学校後期課程も同様。）、中等教育学校、特別支援学校（専攻科は除く。）、 (調査2-2) ・教育委員会

2 調査票の配布及び提出

(1) 調査系統は次のとおりであり、文部科学省はこの系統に従って調査票を配布する。

指定都市教育委員会については文部科学省から直接調査票を配布するため、都道府県教育委員会は指定都市教育委員会に調査票を配布する必要はない。



(2) 市区町村（指定都市を除く。）教育委員会は所管の学校（分校も1校として回答すること）の状況を調査票に取りまとめ、都道府県教育委員会が定めた期限までに提出する。

- (3) 国公立大学法人、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県私立学校主管課及び特区制度により株式会社等が設置する学校を認定した市区町村は、所管又は所轄の学校の状況及び市区町村教育委員会から提出された調査票の内容を集計の上、文部科学省に提出する。(公立大学附属学校については教育委員会が取りまとめること)

3 回答の方法

詳細については、別紙「フローチャート（調査・回答の流れとスケジュール）」(以下、「フローチャート」という。)において、説明しているので、あわせて参照すること。

- (1) 学校回答対象調査（通級（学校回答用）調査票及び医療的ケア（学校回答用）調査票）について
＜都道府県・市区町村教育委員会（指定都市教育委員会は除く。）＞
- ・各学校は、文部科学省が調査系統を通じて配布するエクセル形式の調査票（以下、「調査票」という。）に当該学校のデータを入力し、メール等の方法にて、フローチャートに従い所管する教育委員会等に提出する。
 - ・調査票の提出を受けた市区町村教育委員会は、当該調査票を「市区町村教育委員会エラーチェック用プログラムファイル」を用いて入力データの確認等を行った上で、各学校から提出された修正が完了した調査票を【通級（学校回答用）調査票】と【医療的ケア（学校回答用）調査票】の2つのフォルダに分けて都道府県教育委員会へ提出する。
 - ・市区町村教育委員会及び所管する学校から提出を受けた都道府県教育委員会は、当該調査票及び都道府県立学校分の調査票を「集計用プログラムファイル」を用いて取りまとめ、入力データの確認等を行った上で、CSVファイルにして、メールにて、取りまとめ完了報告書とあわせて文部科学省へ提出する。

＜都道府県・市区町村教育委員会以外＞

- ・調査票の提出を受けた者は、当該調査票を「集計用プログラムファイル」を用いて取りまとめ、メールにて、取りまとめ完了報告書とあわせて文部科学省へ提出する。

※ ファイル名は以下の通りで提出ください。

- ・CSV ファイル
(国・公・私・株立)・(提出団体名)・(通級・医療的ケア)・(学校回答用・教育委員会回答用)
例1:「国立・北海道教育大学・通級・学校回答用」
例2:「公立・北海道・通級・教育委員会回答用」
例3:「私立・北海道・医療的ケア・学校回答用」
- ・取りまとめ完了報告書
(国・公・私・株立)・(提出団体名)・(通級・医療的ケア)・(学校・教育委員会)取りまとめ完了報告書
例1:「国立・北海道教育大学・通級・学校取りまとめ完了報告書」
例2:「公立・北海道・通級・教育委員会取りまとめ完了報告書」
例3:「私立・北海道・医療的ケア・学校取りまとめ完了報告書」

※ 「集計用プログラムファイル」は、文部科学省が各教育委員会に調査系統を通じて配布するも

のであり、調査結果を csv 形式で取りまとめるためのプログラムである。

- (2) 教育委員会回答対象調査（通級（教育委員会回答用）調査票及び医療的ケア（教育委員会回答用）調査票）について

・各市区町村教育委員会は、文部科学省が調査系統を通じて配布するエクセル形式の調査票（以下、「調査票」という。）に当該教育委員会のデータを入力し、メール等の方法にて、フローチャートに従い所管する教育委員会に提出する。

＜都道府県教育委員会＞

・都道府県教育委員会は、域内市区町村教育委員会から提出された調査票及び都道府県教育委員会自らが回答した調査票を「集計用プログラムファイル」を用いて取りまとめ、入力データの確認等を行った上で、メールにて、取りまとめ完了報告書とあわせて文部科学省へ提出する。

＜指定都市教育委員会＞

・指定都市教育委員会は、指定都市教育委員会が回答した調査票を「集計用プログラムファイル」を用いて取りまとめ、入力データの確認等を行った上で、メールにて、取りまとめ完了報告書とあわせて文部科学省へ提出する。

4 回答の留意点について

- (1) 回答時点について

・通級による指導実施状況に関する調査（学校回答用・教育委員会回答用）
→【令和3年3月31日時点】の数値及び状況をお答えください。
・学校における医療的ケアの実態に関する調査（学校回答用・教育委員会回答用）
→【令和3年5月1日時点】の数値及び状況をお答えください。

(2) 「通級による指導」とは、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施する形態をいいます。

※通常の学級において配慮を受けているのみの場合は含みません。

(3) 「通級による指導」において障害種を分けずに実施している場合は、児童生徒の在籍する学校が主障害を判断して、該当する障害種別にカウントしてください。

5 提出期限及び提出先

以下の回答期限までに「取りまとめ完了報告書」を付して電子メールにて提出すること。

- (1) 通級による指導実施状況に関する調査

提出期限：令和4年1月11日（火）17時

提出先：tokubetu@mext.go.jp

- (2) 学校における医療的ケアの実態に関する調査

提出期限：令和4年1月11日（火）17時

提出先：seika@mext.go.jp

※(1)及び(2)について、提出が遅れる場合は、下記問い合わせ先まで事前に一報ください。その際、提出目途についても併せて御連絡ください。

6 集計方法

都道府県教育委員会等から提出された調査票に基づいて、文部科学省において集計する。

7 結果の公表の方法

この調査の結果は、令和3年度中を目途に文部科学省が公表する。

※なお、国政調査権に基づく資料要求や情報公開請求等があった場合には各都道府県・指定都市等別の集計表または学校のデータ等を提出する場合がありますので、御了承ください。

8 その他

調査内容、調査票の取りまとめ等についての問い合わせ先は、以下のとおりとする。

※ 学校は、直接文部科学省へ問い合わせをせず、上記「2 調査票の配布及び提出」で示す調査系統に基づき連絡すること。

【問合せ先】

(通級による指導実施状況に関する調査について)

文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

電話 : 03-6734-3193

E-mail : tokubetu@mext.go.jp

(学校における医療的ケアの実態に関する調査について)

文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課支援第一係

電話 : 03-6734-3192

E-mail : seika@mext.go.jp